

附則

(施行期日)

この政令は、日本国憲法の改正手続に關する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(適用区分)

この政令による改正後の日本国憲法の改正手續に關する法律施行令の規定は、この政令の施行の

日以後に登録基準日（日本国憲法の改正手續に關する法律第二十二条第一項第一号に規定する登録

基準日をいう。以下この項において同じ。）がある国民投票（同法第二条に規定する国民投票をいう。

以下この項において同じ。）について適用し、この政令の施行の日前に登録基準日がある国民投票に

については、なほ従前の例による。

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太
内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百五十六号

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十一号）附則第一条（第一号、第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。
特許法等の一部を改正する法律の施行期日は令和四年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年十月一日とする。

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太
法務大臣 上川 陽子
財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 梶山 弘志
内閣総理大臣 菅 義偉
環境大臣 小泉進次郎
農林大臣 美濃川 勝
経済産業大臣 菅 義偉
財務大臣 上川 陽子
経済産業大臣 梶山 弘志
内閣総理大臣 菅 義偉
環境大臣 小泉進次郎
農林大臣 美濃川 勝

政令第二百五十七号

自然公園法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月十七日

内閣総理大臣 菅 義偉
環境大臣 小泉進次郎
農林大臣 美濃川 勝
内閣総理大臣 菅 義偉
環境大臣 小泉進次郎
農林大臣 美濃川 勝

自然公園法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自然公園法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

自然公園法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百五十八号

自然公園法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然公園法（昭和三十二年法律第六十号）、第二条第六号、第二十条第三項第十八号、第二十一条第三項第十一号及び第三十七条第一項第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「及び」を「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び」に改める。

第六条を第九条とし、第五条の前見出しを削り、同条の前に見出しとして「負担金の徵収方法等」を付し、第四条を第七条とし、第三条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第六条 法第三十七条第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 野生動物（法第三十七条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第三条 法第二十条第三項第十八号の政令で定める行為は、環境大臣が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。次号において同じ。）において車馬を使用することとする。

（特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第四条 法第二十一条第三項第十一号の政令で定める行為は、環境大臣が指定する道路において車馬を使用することとする。

附則第一項を削る。

附則第三項中「附則第六項において同じ」を削り、同項を附則第二項とする。

附則中第四項の前の見出しを削り、同項を第三項とし、同項の前に見出しとして「事務の報告」を付し、第五項を第四項とし、第六項を削る。

附則第七項中「附則第三項及び第四項並びに前項」を「附則第二項及び第三項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則中第八項の前の見出しを削り、同項を第六項とし、同項の前に見出しとして「国の貸付金の償還期間等」を付し、第九項を第七項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

別表中「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、自然公園法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十九号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

2 地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の項中「附則第三項、第四項及び第六項」を「附則第二項及び第三項」に改める。

総務大臣 武田 良太
環境大臣 小泉進次郎
内閣総理大臣 菅 義偉